

岐阜市ま建号外
令和7年2月17日

公益社団法人
岐阜県建築士会 御中

まちづくり推進部建築指導課
開発・盛土指導室長

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始について（お知らせ）

余寒の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は岐阜市のまちづくり行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、**岐阜市全域**を盛土規制法に基づく「**宅地造成等工事規制区域**」に指定し、下記のとおり、盛土規制法の運用を開始します。

これにより、一定規模以上の盛土・切土・一時的な土石の堆積を行う場合は、事前に許可が必要となりますので、関係する皆様へお知らせいたします。

記

1 運用開始日（規制開始日）

令和7年4月1日（火）

2 送付資料

- ①「一定規模以上の盛土等の規制がはじまります
－ 盛土規制法の運用開始について－」
- ②「運用開始（規制区域指定）日前後の取扱いについて【詳細】」

【参考】

本市における盛土規制法の運用の詳細につきましては、下記のホームページにて掲載しておりますのでご覧ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/info/machizukuri/1008055/1025292/index.html>

【担当】 岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 開発・盛土指導室 山口、野久、杉山
【TEL】 058-214-4509（内 3707）
【MAIL】 k-shidou@city.gifu.gifu.jp